

データヘルス改革で 実現するサービスと工程表 (平成31年2月26日現在)

データヘルス改革で実現を目指すサービス④ (データヘルス分析) 関係

データヘルス分析サービス

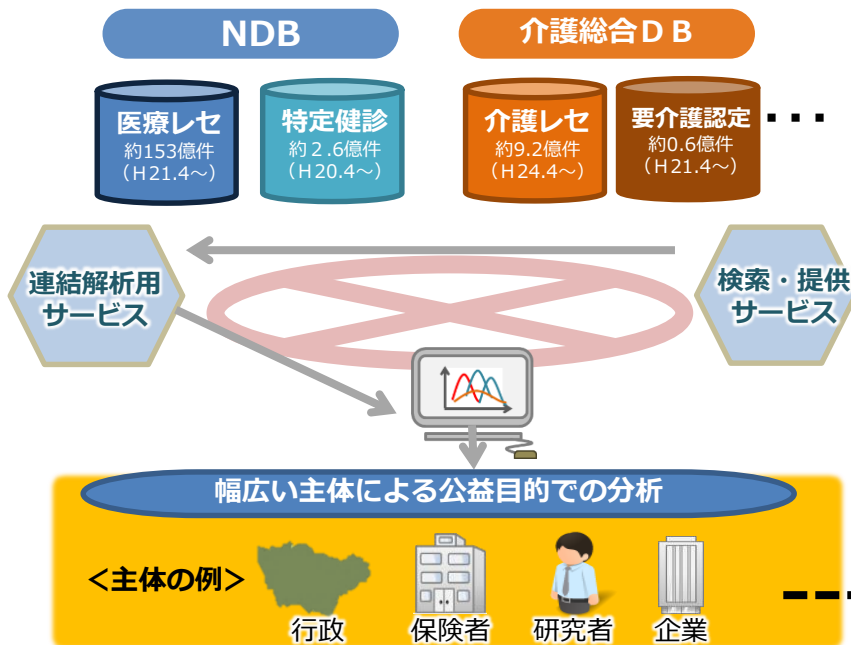
【このサービスで目指すこと】

- NDB、介護DBの情報の連結解析を可能にし、
 - ・ 地域包括ケアシステムの構築や効果的・効率的な医療介護提供体制の整備
 - ・ 医療・介護サービスの効果向上
- 等に関する分析に役立てることができる。

【2020年度に実現できること】

- NDB、介護DBの情報を連結し、幅広い主体による公益目的での分析が可能になる。

＜データヘルス分析サービスのイメージ＞



＜分析の例＞

- ・ 地域の医療・介護提供体制の客観的評価に関する分析
- ・ 医療費・介護費の両面の評価に関する分析
- ・ 医療・介護サービスの効果に関する分析

地域包括ケアシステムの構築と
健康寿命の延伸の推進

○ 有識者会議における検討

NDB及び介護DB情報等の連結解析基盤に関して、有識者会議で検討。

＜有識者会議における主な検討事項＞

- (1) 個人情報保護法制等との関係
- (2) データの収集・利用目的、対象範囲
- (3) 第三者提供
- (4) 費用負担
- (5) 実施体制
- (6) 技術面の課題（セキュリティの確保等を含む。）
- (7) その他（保健医療分野の他の公的データベースとの関係整理含む。）

○ 検討経緯

- ・ 4月 19日 医療保険部会開催
- ・ 5月 16日 第1回有識者会議開催

↓ [医療保険及び介護保険における請求事務等に係るデータを、二次利用の目的で悉皆的に収集するという類似性を有するNDB及び介護DBの連結について先行して検討。]

- ・ 7月 19日 「議論の整理-NDBと介護DBの連結解析について-」を取りまとめ、医療保険部会、介護保険部会に報告。

↓ [保健医療分野の他の公的データベースとの関係の整理等について検討。]

- ・ 11月16日 報告書とりまとめ、公表
- ・ 12月 6日 医療保険部会に報告。

構成員	
石川 広己	公益社団法人日本医師会常任理事
◎遠藤 久夫	国立社会保障・人口問題研究所所長
海老名 英治	栃木県保健福祉部保健医療監
田中 弘訓	高知市健康福祉部副部長
樋口 範雄	武蔵野大学法学部特任教授
松田 晋哉	産業医科大学医学部公衆衛生学教授
松山 裕	東京大学大学院医学系研究科 公共健康医学専攻生物統計学教授
武藤 香織	東京大学医科学研究所 ヒトゲノム解析センター公共政策研究分野教授
棟重 卓三	健康保険組合連合会理事
○山本 隆一	一般財団法人医療情報システム開発センター理事長

◎：座長 ○：座長代理

1. 議論の経緯等

- 『経済財政運営と改革の基本方針2017』等を踏まえ、NDBと介護DBの連結解析に係る基盤の構築に関し、セキュリティや効率的な実施体制の確保、保健医療分野の他の公的データベース関係整理等について、両データベースの匿名性の維持や、構築に関わる関係主体の理解を前提に検討。
- NDB、介護DBは保健医療や介護の悉皆的データベースであり、連結解析や幅広い主体による利用促進により、地域包括ケアシステムの構築や学術研究、研究開発の発展等に寄与し、国民生活の向上につながることを期待。
- 厚生労働省においては、本報告書を踏まえ、医療保険部会及び介護保険部会等において検討を行った上で、解析基盤の構築に向け、法的措置も含めた必要な措置を講じることが適当。

2. 法律的な課題と対応

- 現在、NDBと介護DBの収集・利用目的は、法令の規定とガイドラインを組み合わせ設定されているが、公益目的での利用を確保する観点から、収集・利用目的は法令に明確に規定すべき。このため、両データベースの収集・利用目的の整合性を確保しつつ、連結解析や第三者提供を可能とする旨の利用目的について、法令に明確に規定すべき。
- 現在、NDBと介護DBの情報の第三者提供については、ガイドラインにおいて利用者の範囲等を定め対応しているが、利用の公益性確保や個人の特定を防止しつつ、民間主体を含めた幅広い主体による公益目的での利用を図るため、その枠組みを制度化すべき。このため、NDB及び介護DBの情報の第三者提供に関して、利用目的・利用内容の審査や情報の適切な管理に関する義務、国による報告徴収や命令等に関する法の規定を整備すべき。

3. 運用面の課題と対応

(1) 第三者提供の手続等

- ・第三者提供に係る個別審査を円滑に実施し、迅速に提供するための方策（適切な審査頻度の確保等）を検討すべき。
- ・相談・助言の仕組み等、利用者の個々のニーズに対応できる利用者支援を充実化すべき。
- ・安全かつ利便性の高い第三者提供を可能にするための環境整備（クラウドの活用等）を検討すべき。
- ・オープンデータやデータセットの充実、オンサイトリサーチセンターの機能向上など、利用ニーズの増加への対応策を検討すべき。
- ・リスクに応じた適切なセキュリティ対策を講じつつ、利用者に対して利用方法に応じたセキュリティ対策を求めることを原則とすべき。

3. 運用面の課題と対応

(2) データベースの整備のあり方

- ・2020年度に向け、カナ氏名等をハッシュ化して生成した識別子によりNDB、介護DBの匿名での連結解析ができるよう必要な対応を進めるべき。また、2021年度以降、連結精度の検証と個人単位被保険者番号をハッシュ化して作成した識別子の整備・活用について検討すべき。

4. 実施体制・費用負担のあり方

- 第三者提供の可否判断等、データベースの在り方に関わる性質の事務は、データベースを保有する国が自ら実施。効果的・効率的な運営を図るため、第三者提供に係る手続、利用者支援やオンサイトリサーチセンターの運営補助等の関連事務について、レセプトの取扱いや高度専門的な解析に関する知識を有する他の主体との役割分担を検討すべき。
- 原則として、第三者提供に要する作業等に応じた費用負担を利用者から求めることを可能とすべき。ただし、個々の利用目的の公益性や利用者の受益の程度等を勘案した費用負担軽減の仕組みも検討すべき。

5. 保健医療分野の他の公的データベースとの関係整理

- NDB、介護DBと他のデータベースの連結解析に関しては、下記の観点から検討。
 - ① 連結解析の具体的なニーズがデータベースの関係者間で共有されているか
 - ② 収集・利用目的が法令等で明確に定められ、連結解析を位置づけることが可能であるか
 - ③ 第三者提供の枠組みが法令等で定められ、連結解析に係る第三者提供を位置づけることが可能であるか
 - ④ NDB、介護DBとの匿名での連結解析が技術的に可能であるか
- 以下の各データベースについては、連結解析に対するニーズや期待される有用性が認められることを踏まえ、以下のような各データベースの課題を解決した上で連結解析に向けた検討を進めるべき。
 - DPC : 連結可能とする手法や調査項目の追加等の対応や必要な法整備の検討。
 - がん登録DB : がん登録DBの第三者提供の状況を踏まえ連携の在り方検討。その上で、連結解析や第三者提供の要件等をがん登録推進法との整合性にも留意して検討。
 - 難病・小慢DB : 難病DBと小慢DBの連結の方法等の整理と、それを踏まえた連結解析の検討。
 - MID-NET : 必要な技術的対応を精査し、システム改修や運用スキームを関係機関とともに検討。
- その他の公的データベースとの連結解析についても、必要に応じデータベース毎に上記①から④までについて、関係者の理解を得ながら検討を進めていくことが適当。

(参考) 保健医療分野の主な公的データベースの状況

保健医療分野においては、近年、それぞれの趣旨・目的に即してデータベースが順次整備されている。
主な公的データベースの状況は下表のとおり。

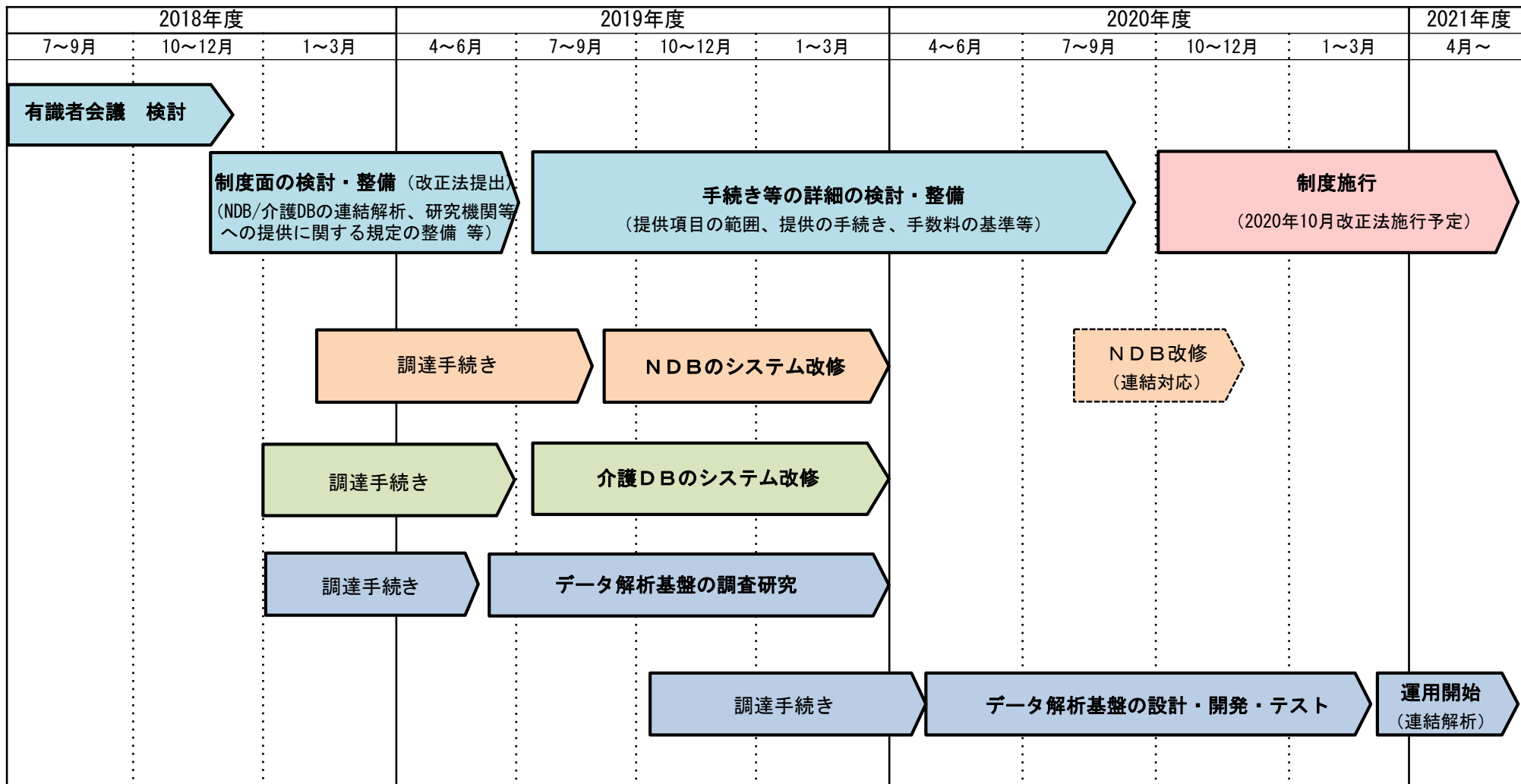
データベース の名称	NDB (レセプト情報・ 特定健診等情報 データベース) (平成21年度～)	介護DB (平成25年～)	DPCDB (平成29年度～)	全国がん登録 DB (平成28年～)	難病DB (平成29年～)	小慢DB (平成28年度～)	MID-NET (平成23年～)
元データ	レセプト、 特定健診	介護レセプト、 要介護認定情 報	DPCデータ	届出対象情報、 死亡者情報票	臨床個人調査 票	医療意見書情 報	電子カルテ、 レセプト 等
主な情報項目	傷病名（レセ プト病名）、 投薬、健診結 果 等	介護サービスの 種類、要介 護認定区分 等	傷病名・病態 等、施設情報 等	がんの罹患、 診療、転帰 等	告示病名、生 活状況、診断 基準 等	疾患名、発症 年齢、各種検 査値 等	・処方・注射 情報 ・検査情報 等
保有主体	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	国 (厚労大臣)	PMDA・ 協力医療機関
匿名性	匿名	匿名	匿名	顕名	顕名 (取得時に 本人同意)	顕名 (取得時に 本人同意)	匿名
第三者提供 の有無	有 (平成25年度 ～)	有 (平成30年度 ～)	有 (平成29年度 ～)	有 (詳細検討 中)	無 (検討中)	無 (検討中)	有 (平成30年度 ～)
根拠法	高確法16条	介護保険法 118条の2	厚生労働告示 第93号第5項第 3号	がん登録推進 法第5、6、8、 11条	—	—	PMDA法 第15条

データヘルス分析サービス工程表

2020年度の運用開始を目指し、NDB・介護DBの第三者提供の制度化、匿名での連結解析を可能とするシステム開発等の必要な準備を進める。

【主な進捗】

- 「医療・介護データ等の解析基盤に関する有識者会議」報告書を平成30年11月にとりまとめ、公表。
- NDB、介護DB等の連結解析等を盛り込んだ健康保険法等一部改正法案を、平成31年通常国会に提出。平成32年度の運用開始に向けて、工程表に沿って着実に進捗。



データヘルス改革で実現を目指すサービス⑥ (科学的介護データ提供) 関係

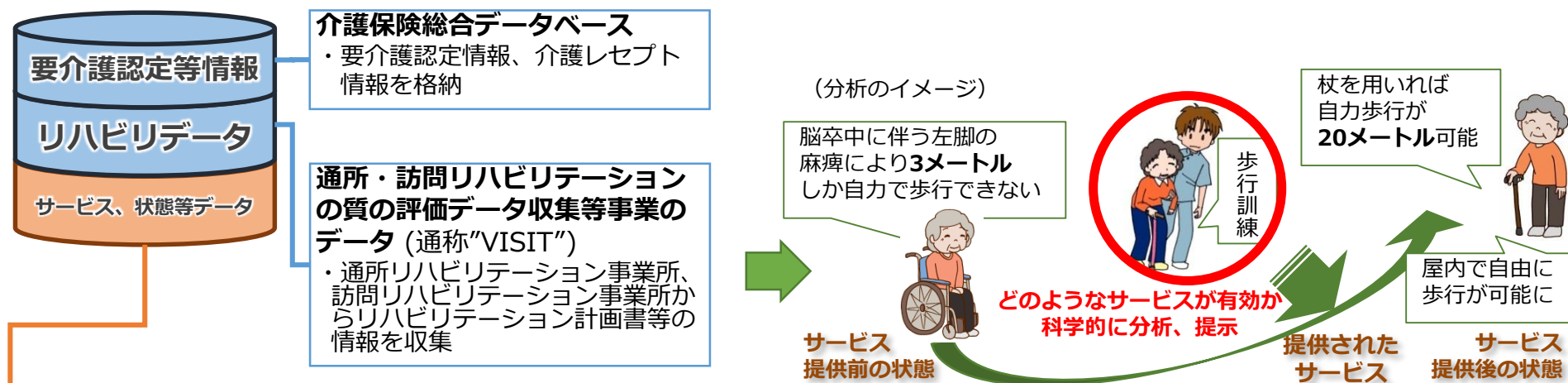
【このサービスで目指すこと】

- ・データベースに収集されたデータの分析や介護現場における実証研究等を通して得られたエビデンスの蓄積、現場への周知・普及を通して、科学的裏付けに基づく介護の実践を進める。

【2020年度に実現できること】

- ・科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護を実現するため、分析に必要なデータを新たに収集するデータベースを構築。
- ・データベースを分析し、科学的に自立支援等の効果が裏付けられたサービスを国民に提示。

【イメージ】



上記を補完するデータを収集するデータベース(通称“CHASE”)を新たに構築。

初期仕様は、有識者による「科学的裏付けに基づく介護に係る検討会」において作成済。

(※) CHASEで収集する項目としてリハビリ以外の加算等で求められる様式のデータ(例：栄養マネジメント加算、口腔機能向上加算等)、事業所の介護記録等のデータ(例：訪問介護で提供された身体介護、生活援助等の内容のデータ)、ケアマネジャー等が行った利用者の状態評価のデータ(例：ADL、服薬状況、認知症の状況等)のうち電子的に取得されている可能性の高い265項目を選定。なお、事業所の負担を考慮し、265項目全ての入力を求めることは想定しないほか、項目は今後随時見直し予定。

CHASE構築に向けた工程表および介護関連データベースの活用

【主な進捗】

- 平成31年度中のデータベース開発に向けて調達を進めている。平成32年度からの本格運用に向けて着実に進捗。
- データベースにおける収集項目等について更に整理を行うため、平成30年度中に有識者会議を再開する予定。

